

中小企業のための 女性活躍推進セミナー

「女性活躍推進法」が改正され、**令和4年4月1日から**従業員101人以上の事業主に対して、新たに女性の活躍を推進するための行動計画（一般事業主行動計画）の策定が義務付けられました。

「一般事業主行動計画」の策定に向けて、何からはじめればいいのか、どのように取り組めばいいのか、女性活躍推進の取組状況が優良な企業に認定される「えるぼし」とは何かなど、分かりやすく説明します。

また、「育児・介護休業法」の改正による男性向けの新たな育児休業制度などについても説明します。

ぜひ、ご参加ください。

参加費無料

定員20名

[日時] ▶▶▶ 令和4年3月1日（火）14:00～16:00
（受付開始13:30～）

[会場] ▶▶▶ 掛川市役所 4階会議室

[参加対象] ▶▶▶ 女性活躍推進に興味のある方
（中小企業の人事労務担当者や経営者 歓迎）

内容

- 1部 改正育児・介護休業法と男性の育休制度について
- 2部 みんなが働きやすい職場とは（グループワーク）
- 3部 一般事業主行動計画・えるぼし認定とは？



講師

厚生労働省委託事業 女性活躍推進アドバイザー
山内社会保険労務士事務所 代表

特定社会保険労務士 **山内 里佳** 氏



主催：掛川市男女共同参画推進委員会

事務局

掛川市企画政策課

TEL : 0537-21-1127

FAX : 0537-21-1167

E-mail:kikaku@city.kakegawa.shizuoka.jp

会場所在地

〒436-0047

静岡県掛川市長谷一丁目1番地の1

掛川市役所 4階会議室

(駐車場について) 市役所駐車場をご利用ください

お問い合わせ・お申し込み先

下記の「申込書」にご記入の上、下記宛先までFAX・E-mailでお申込みください。

または、下記のURLもしくは申し込みフォームからお申し込みください。

<https://www.city.kakegawa.shizuoka.jp/gyosei/questionnaire/josei/katsuyakuseminar/>

申し込みフォーム



(宛先)

掛川市企画政策課

TEL : 0537-21-1127 FAX : 0537-21-1167

E-mail:kikaku@city.kakegawa.shizuoka.jp

申し込み〆切 令和4年2月25日(金)まで

FAXはこの面をそのまま送信してください。鏡文は不要です。

掛川市男女共同参画推進委員企画講座

中小企業のための女性活躍推進セミナー 申込書

申込者	フリガナ		
	事業所名		
	担当者名		
連絡先	ご住所		
	TEL	FAX	
	E-mail		
参加者	所属部署	役職	氏名
その他	今回のセミナーをどのように知りましたか。		
	1、掛川市ホームページ	2、チラシ	3、市公式LINE
	4、知人などからの紹介	5、その他 ()	